

○浦添市個人情報保護法施行条例

令和4年12月20日

条例第20号

浦添市個人情報保護条例（平成11年条例第15号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 個人情報ファイル（第6条・第7条）

第3章 開示、訂正及び利用停止（第8条—第13条）

第4章 審査請求（第14条—第21条）

第5章 制度運営審議会（第22条—第24条）

第6章 補則（第25条—第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び消防長をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の保有、利用及び提供（以下「個人情報の保有等」という。）をするに当たっては、法の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保有等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、法の規定を遵守するとともに、その適正な取扱いを図らなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第6条 実施機関は、法第74条第1項各号に掲げる事項が含まれている個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、市長に対しその旨を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項第1号から第8号まで、第10号及び第11号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿等の作成及び公表)

第7条 実施機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、当該実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで及び第9号から第11号までに掲げる事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項（以下「記録項目等」という。）を第1項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目等を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

第3章 開示、訂正及び利用停止

(開示請求に対する措置)

第8条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示の実施に関し令第24条各項及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、法第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、法第82条第2項の規定により通知する場合において、当該全部を開示しないことと決定した保有個人情報が期間の経過により、法第78条に規定する不

開示情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

(開示決定等の期限)

第9条 法第82条各項の開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第10条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(理由の付記)

第11条 実施機関は、法第82条各項及び法第93条第2項及び法第101条第2項の規定により開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「開示・訂正請求等」という。）に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないとき、訂正をしないとき若しくは利用停止をしないときは、開示・訂正請求等の当該請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の付記は、開示しないこと、訂正しないこと又は利用停止しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(開示の方法)

第12条 実施機関は、法第82条第1項の開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める

方法により行うものとする。

- (1) 文書、図画、写真その他これらに類するもの（以下「文書等」という。）に記録されている保有個人情報 当該文書等の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
- (2) 電子計算処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている保有個人情報 当該磁気テープ等から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
- (3) 録音テープ、録画テープ又はフィルム（以下「録音テープ等」という。）に記録されている保有個人情報 当該録音テープ等から再生装置により再生したものの当該保有個人情報に係る部分の視聴
- (4) その他のものに記録されている保有個人情報 前3号に規定する方法に準じた方法

3 実施機関は、閲覧の方法による文書等の開示にあつては、当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

4 法第77条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。
(手数料等)

第13条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料及び前条第2項に規定する文書等の閲覧又は録音テープ等の視聴に係る手数料は、無料とする。

2 前条第2項に規定する写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、規則で定めるところにより、開示請求者の負担とする。

第4章 審査請求

(審査請求をすべき実施機関)

第14条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等（以下これらを「開示・訂正決定等」という。）又は開示・訂正請求等に係る不作為に係る審査請求は、当該開示・訂正決定等又は開示・訂正請求等に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。ただし、消防長の開示・訂正決定等又は開示・訂正請求等に係る不作為に係る審査請求は、市長に対してするものとする。

(情報公開及び個人情報保護審査会)

第15条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、浦添市情報公開及び個人情報保

護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の調査権限）

第16条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、開示・訂正決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示・訂正決定等に係る文書等に記録されている保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第17条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第18条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第19条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（第16条第1項の規定により提示された保有個人情報及び同条第3項の資料を除く。）の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定により意見書又は資料の閲覧をさせ、又は写しの交付をす

るときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 審査会は、第1項の規定による意見書又は資料の閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 審査請求人又は参加人が、第1項の意見書又は資料の写しの交付を受ける場合は、規則に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(答申書の送付)

第20条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(委任)

第21条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 制度運営審議会

(審議会への諮問)

第22条 法第129条の規定に基づき実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、浦添市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の改正（軽易なものを除く。）又は廃止に関すること。
- (2) 法第66条第1項の規定により講じる措置の基準に関すること。
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること。

(情報公開及び個人情報保護制度運営審議会)

第23条 次に掲げる事務を行うため、浦添市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 前条に規定する諮問に応じ調査審議すること。
- (2) 個人情報の取扱いに関する運用の報告を受け、必要に応じて意見を述べること。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(運用状況の公表)

第25条 市長は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況について、公表するものとする。

(国等との協力)

第26条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

(市長の助言等)

第27条 市長は、法の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる者に係る改正前の浦添市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第41条第2項の規定（旧条例第43条の2第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）によるその事務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第41条第1項に規定する受託者（以下「旧受託者」という。）である者又はこの条例の施行前において旧受託者であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2項第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務（以下「旧委託業務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前において旧委託業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に指定管理者である者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者

(4) この条例の施行の際現に指定管理者が管理する公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理業務に従事していた者

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項、同条

第2項若しくは第3項（旧条例第23条第2項、第27条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。）、第23条第1項、第27条第1項又は第30条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、消去及び停止については、なお従前の例による。

- 4 施行日前に旧条例の規定により旧条例第36条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する浦添市情報公開及び個人情報保護審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例の規定により旧条例第39条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する浦添市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会にされた諮問は、審議会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がなく、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第2項第2号に掲げる者
 - (3) 附則第2項第4号に掲げる者
- 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第6条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。